

# ソーシャルメディアの規程 利用に関する規程

株式会社 リイツメディカル

---

平成 27 年 4 月 1 日 制定  
平成 年 月 日 届出

この規程は、就業規則第33条第2項に基づきソーシャルメディアの利用に関する事項を定める。

ツイッターやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や国民の生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつある。株式会社リィツメディカル（以下「会社」という。）の営業活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、お客様へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じお客様からの意見を聴取することが可能となっており、今後ますますお客様との信頼関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれる。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかりと行わなければならない面もある。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要がある。

そこで、会社において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、社員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「ソーシャルメディアの利用に関する規程」を策定する。

#### （ソーシャルメディアの定義）

第1条 ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

#### （必要性及び目的）

第2条 ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、会社の営業に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、社員が留意すべき事項を明らかにしたものです。

#### （適用範囲）

第3条 この規程は、社員としての身分を有する者、継続雇用社員（定年後継続雇用社員）及びパート社員を含む全労働者に適用する。

#### （ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則）

第4条 社員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、会社の社員であることの自覚と責任を持たなければならない。

- 2 就業規則をはじめとする関係規程及び社員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 基本人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。
- 4 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておかなければならない。
- 5 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、自らが発信した情報

に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければならない。

6 次に掲げる情報は発信してはならない。

- ① 不敬な言い方を含む情報
- ② 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- ③ 違法行為または違法行為を煽る情報
- ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

#### (情報を発信する際の留意事項)

第5条 会社と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報を発信してはならない。

- 2 会社及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- 3 会社のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない。
- 4 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意しなければならない。
- 5 自らは直接職務上関わらない事項であっても、会社運営に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では社員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意しなければならない。

#### (懲戒処分等)

第6条 ソーシャルネットワークの利用に関する規程を遵守しなかった下記の者等に対し、会社は就業規則に基づいて懲戒処分を行う。

- (1) 本人に対する懲戒処分
- (2) ソーシャルネットワークを利用することを帮助した者、ソーシャルネットワークを悪用していることを知りながら、会社に内緒にしていた者
- (3) ソーシャルネットワークを利用していた者の管理者等

#### (報復行為の禁止)

第7条 ソーシャルネットワークを悪用した者は、その事実を会社に通報した者に対して、通報したことを理由として報復行為をしてはならない。

#### 附則

1、この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。